

令和元年度における施策評価

施策評価調査

政策名	被害者支援の推進		
施策名	被害者の視点に立った警察活動の推進		
幹事部名	警務部	担当	警務課
評価の実施時期	令和元年6月		

I 施策の内容

1 施策目的

平成17年、犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、関係機関等が連携して、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指すこととされた。また、本県では、平成25年4月、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的に「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行された。

犯罪被害者等にとって最も身近な機関である警察としては、犯罪被害者等の視点に立った各種警察活動を積極的に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減・回復を図るとともに、犯罪被害者等の現状や心情等への理解を深める取組を推進し周知を図るほか、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めることを目的とする。

II 施策の推進状況

1 施策の指標

施策の指標	指標	H27	H28	H29	H30	R1	直近の達成率
被害者の要望に添って、カウンセリングや付添い等直接支援を行う。 (警察本部臨床心理士によるカウンセリング等実施状況)	目標	522	373	345	267		
	実績	522	373	345	267		
	達成率	100%	100%	100%	100%		

施策の指標	指標	H27	H28	H29	H30	R1	直近の達成率
被害者の要望に添って、病院への付添、相談への対応等の支援を行う。 (警察署等の被害者支援員運用状況)	目標	351	316	279	331		
	実績	351	316	279	331		
	達成率	100%	100%	100%	100%		

2 事業の概要

番号	事業コード	事業名	担当部課名	事業開始年度	事業終了年度	補助・県単	評価結果			
							1次評価			総合評価
							必要性	有効性	効率性	
		犯罪被害者支援推進事業	警務課	9		補助	A	A	A	A

3 施策の推進状況

- 平成30年度中の公費負担制度の運用状況は、診断書料47件、初診料56件、検査料5件、緊急避妊費用3件、遺体搬送費用95件、一時保護施設借上費用11件等であり、犯罪被害者等の要望に応え、経済的負担の軽減を図ったほか、警察本部の臨床心理士によるカウンセリング(267回)、警察署等の被害者支援員による支援(331回)により、犯罪被害者等の精神的被害の軽減・回復に努めた。
- 犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」(県内の小・中学校及び高等学校(8校))を開催し、児童・生徒に命の大切さ等の理解を深めてもらうとともに、犯罪被害者等への配慮や協力する意識など規範意識の向上を図った。
- 県内の大学生17人を「犯罪被害者支援大学生ボランティア」として登録し、各種街頭キャンペーン活動を展開したほか犯罪被害者等との意見交換を含む研修会を開催し、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等への理解と浸透、更には将来を担う若者に対する社会全体で犯罪被害者等を支えるための気運の醸成を図った。
- 県等との協働により犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催するとともに、「犯罪被害を考える日」、「世界道路交通事故犠牲者の日」などのセレモニーに合わせた街頭キャンペーンを行い、県民に対する犯罪被害者支援の必要性等への理解・浸透に努め、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図った。

III 施策を取り巻く治安情勢

1 平成30年中の県内における刑法犯の認知件数は2,460件と、前年に比べ32件（1.3%）増加したほか、強盗や強制わいせつ等の重要犯罪が増加するなど、厳しい治安情勢にある。また、交通事故の発生件数は1,784件と前年に比べ250件（12.3%）減少したものの、死者数が増加したほか、いまだに約2,100人の方が被害に遭うなど、予断を許さない交通情勢にある。

2 平成28年4月、「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」が施行され、各種施策の更なる充実を図るとともに、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。

IV 施策の評価（各観点）

（1）必要性

評価の結果	補足説明
A	平成17年、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進及び犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現のための「犯罪被害者等基本法」が施行され、また、本県では、平成25年4月、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とした「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行された。犯罪被害者等にとって最も身近な機関である県警察としては、各種施策を計画的に推進する必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（2）有効性

評価の結果	補足説明
A	平成30年中の臨床心理士によるカウンセリングや付添い支援等は267回、被害者支援員による付添い支援や相談対応等の支援は331回であり、全ての要望に対応している。また、公費負担等各種制度においては、事案に応じて適切に対応するなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。さらに、県及び(公社)秋田被害者支援センターとの共催による「犯罪被害を考える・生命のメッセージ展」や「犯罪被害者週間県民のつどい」、犯罪被害者等による「命の大切さ学習教室」、更には将来を担う大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等を通じ、犯罪被害者等の現状や心情への県民の理解を深めるなど、効果的な支援活動を展開した。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（3）緊急性

評価の結果	補足説明
A	犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけではなく、精神的被害や経済的困窮など、被害後に生じる様々な問題、いわゆる二次的被害にも苦しめられており、地域において一日も早く再び平穏な生活を過ごせるよう、各種支援施策を確実かつ速やかに実行する必要がある。 また、加害者から再犯による犯罪被害を受けるおそれが大い被害者に対しては、連絡体制の確立や警戒措置、一時保護施設借上げ等、早急に再被害防止措置を講ずる必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

V 総合評価

施策の幹事部長による評価

総合評価	総合評価の判定理由
<input checked="" type="checkbox"/> A「着実に推進」 <input type="checkbox"/> B「改善を図りながら推進」 <input type="checkbox"/> C「見直しが必要」	「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行され、県全体で犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を適切に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等への理解を深める広報啓発活動を積極的に実施し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るなど、犯罪被害者支援施策の着実な推進が認められる。

VI 評価の反映状況

県警察運営の重点目標の設定に反映させるほか、引き続き計画的かつ効果的に施策を推進するための予算要求を行う。

VII 政策評価委員会の意見（政策評価委員会に諮問する施策のみ記載）